



佐賀県公報

平成18年
4月28日
(金曜日)
第 12748号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (111111・長寿社会課) 一
- 佐賀県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の一部改正

- 佐賀県まちづくり活動支援制度要綱の一部改正 (111111・生産者支援課) 一
- 道路の供用開始 (111111・建築住宅課) 一

公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する公示

- 大規模小売店舗の廃止に関する公示 (商工課) 二
- 開発行為に関する工事の完了 (商工課) 三

- 大規模小売店舗の廃止に関する公示 (商工課) 四

- 開発行為に関する工事の完了 (商工課) 五

- 県営八ツ溝地区土地改良事業計画変更決定 (農地整備課) 六

- 県営七山地区土地改良事業計画変更決定 (農地整備課) 六

- 佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則 (規則・一〇) 七

公 安 委 員 会 事 項

● 佐賀県告示第三百一十一号

- 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届

○ 告 示

- 佐賀県告示第三百一十一号
- 佐賀県まちづくり活動支援制度要綱(平成十六年佐賀県告示第五百七十号)の一部を次のように改正する。

平成十八年四月二十八日

佐賀県知事 古川 康

第四条第二項第一号、第五条第一項及び第七条第一項中「市町村」を「市町」

に改める。

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

サービスの種類	名 称	所 在 地	廢止年月日
訪問介護	ハピリスの丘ヘルパーステーション	武雄市武雄町大字富岡七五六三番地一	平成一八・三・三一

● 佐賀県告示第三百一十一号

佐賀県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱(昭和五十五年佐賀県告示第百七十二号)の一部を次のように改正する。

平成十八年四月二十八日

佐賀県知事 古川 康

別表の4の項の貸付条件の欄中「年2.0%」を「年2.5%」に、「年1.85%」を「年2.35%」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

● 佐賀県告示第三百二十四号

佐賀県まちづくり活動支援制度要綱(平成十六年佐賀県告示第五百七十号)の一部を次のように改正する。

平成十八年四月二十八日

佐賀県知事 古川 康

この告示は、公布の日から施行する。

出があった。

平成十八年四月二十八日

◎佐賀県知事第III-11-10回印

道路法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第十八条第一項の規定による、次の
とおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年四月二十八日から平成十八年五月二十一
十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所におよべ一般の縦覧に
供する。

平成十八年四月二十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 川上牛津線 から 小城市牛津町柳子十籠二十四角八六九番二地先 小城市牛津町柿櫻瀬字柿一角五〇一番一地先	平成一八・四・二八	

○ ◇ 印

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条
第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準
用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成18年4月28日

佐賀県知事 古川 康

(変更前)

代表執行役 木内 政雄

(変更後)

代表執行役 渡邊 紀征

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名
株式会社九州西友

(変更前)

代表取締役 古江 博

福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目13番9号

(変更後)

代表取締役 中村 一夫

福岡県福岡市中央区平尾二丁目20番35号

(3) 変更した年月日

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 平成17年7月20日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所 平成17年9月1日

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 平成16年3

月23日

(4) 変更する理由

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名並びに大規模小売店舗にお
いて小売業を行う者の住所及び代表者の氏名の変更を行ったため

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友佐賀店

佐賀市駅前中央一丁目4番16号

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

株式会社西友

(変更前)

代表執行役 木内 政雄

(変更後)

代表執行役 渡邊 紀征

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名
株式会社九州西友

(変更前)

代表取締役 古江 博

福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目13番9号

(変更後)

代表取締役 中村 一夫

福岡県福岡市中央区平尾二丁目20番35号

(3) 変更した年月日

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 平成17年7月20日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所 平成17年9月1日

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 平成16年3

月23日

(4) 変更する理由

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名並びに大規模小売店舗にお
いて小売業を行う者の住所及び代表者の氏名の変更を行ったため

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友佐賀店

佐賀市駅前中央一丁目4番16号

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

株式会社西友

平成18年8月27日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条

第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成18年4月28日

佐賀県知事 古川康

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

あんくる夢市場佐賀本店

佐賀市南佐賀一丁目22番1号

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前)

南佐賀ショッピングビル

(変更後)

あんくる夢市場佐賀本店

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

(ア) マックスバリュ九州株式会社

代表取締役 坂野邦雄

(イ) 株式会社村岡屋
代表取締役 村岡朝子
佐賀市駅南本町3番18号

(ウ) 株式会社バーテックス
代表取締役 高取宗茂
佐賀市神野東四丁目13番16号

(エ) 株式会社セリア
代表取締役 河合宏光
岐阜県大垣市外渕2番38号

(オ) 株式会社ミドリ薬品
代表取締役 百崎文弘
鹿児島市東開町5番12号

(変更後)

(ア) 株式会社あんくるふじや
代表取締役 大田尾昭

佐賀市南佐賀二丁目3番1号

(イ) 株式会社セリア
代表取締役 河合宏光

岐阜県大垣市外渕二丁目38番地

(ウ) 株式会社サンドラッグ
代表取締役 才津達郎

東京都府中市若松町一丁目38番1号

(3) 変更した年月日
平成17年7月22日

(4) 変更する理由
大規模小売店舗の譲渡に伴い店舗名称と小売業者の変更を行ったため

2	届出年月日 平成17年9月5日	建物東側 建物西側 合計	28台 30台 58台
3	関係書類の縦覧 (1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課	(変更後)	
(2) 縦覧期間 平成18年4月28日から 平成18年8月27日まで	建物東側 建物敷地北東側 合計	28台 30台 58台	
4 その他	(4) 廃棄物の保管施設の位置及び容量 (変更前)		
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。	建物内西側① 建物内西側② 建物内北側 合計	14立方メートル 32立方メートル 39立方メートル 46立方メートル	
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。 平成18年4月28日	(変更後)		
1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 あんくる夢市場佐賀本店 佐賀市南佐賀一丁目22番1号 (2) 変更しようとする事項 ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 (ア) 駐輪場の位置及び収容台数 (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯	イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前) 24時間営業 (変更後) 株式会社あんくるふじや 午前10時から午後10時まで 株式会社セリア 午前10時から午前0時まで (ア) 駐輪場の位置及び収容台数 (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯		

(変更前) ハロー佐賀店 佐賀市新中町6番11号
(変更後) 午前9時30分から午前0時30分まで
(3) 変更する年月日 平成18年5月15日
2 関係書類の縦覧 (1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課
(2) 縦覧期間 平成18年4月28日から 平成18年8月27日まで
3 その他 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定により公告します。
平成18年4月28日 1 届出者の氏名及び住所 マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野 邦雄 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。 平成18年4月28日 1 開発区域に含まれる地域の名称 鳥栖市山浦町字乗目1438番2 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 鳥栖市巣上町587番地1 株式会社篠原建設
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。 平成18年4月28日 1 開発区域に含まれる地域の名称 嬉野市嬉野大字下宿甲2094番1、2094番2、2094番6、2094番7、2094

番14、2094番16、2094番20、2094番21、2094番26から2094番28まで、2094番31、2094番33、2094番35、2094番38、2097番1、2098番2、2098番3、2107番3、2107番4、2107番11、2107番12、2109番、2110番1、2110番2、2111番1、2111番3、2112番3、2119番1から2119番3まで、2119番5、2120番1、2120番5まで、2121番1及び2121番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
嬉野市塙田町大字馬場下甲1769番地

嬉野市

平成18年4月28日

佐賀県知事 古川 康

県営土地改良事業（ほ場整備）八ツ溝地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成18年6月15日までに佐賀県唐津農林事務所（郵便番号847-0056 唐津市坊主町433番地1）に提出してください。

平成18年4月28日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 区画整理及び暗渠排水）七山地区的変更後の土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧の期間
平成18年5月1日から平成18年5月31日まで
- 3 縦覧の場所
唐津市役所

平成18年4月28日

佐賀県知事 古川 康

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 農業用用排水施設及び農業用道路）七山地区的計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成18年6月15日までに佐賀県唐津農林事務所（郵便番号847-0056 唐津市坊主町433番地1）に提出してください。

平成18年4月28日

佐賀県知事 古川 康

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 区画整理及び暗渠排水）七山地区

の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成18年6月15日までに佐賀県唐津農林事務所（郵便番号847-0056 唐津市坊主町433番地1）に提出してください。

- 1 総覽に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 農業用用排水施設及び農業用道路）七山地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 総覧の期間

平成18年5月1日から平成18年5月31日まで

3 総覽の場所

唐津市役所

○ 公安委員會事項

◎佐賀県公安委員会規則第十号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。
別表第一の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十二号）に規定する事務の項中

第31条の20	無店舗型電話異性紹介営業の停止命令
第31条の21第2項第2号	無店舗型電話異性紹介営業の停止命令
第35条の4 第2項及び第4項第2号	接客業務受託営業の禁止命令

第41条第1項	聴聞の実施の決定
第41条の2	指定医の指定

この規則は、平成十八年五月一日から施行する。

第31条の5	無店舗型性風俗特殊営業の禁止命令
第31条の6 第2項第2号	無店舗型性風俗特殊営業の禁止命令

[REDACTED]

第31条の5第1項	無店舗型性風俗特殊営業の停止命令
第31条の5第2項	受付所営業の廃止命令
第31条の6第2項第2号	無店舗型性風俗特殊営業の停止命令
第31条の6第2項第3号	受付所営業の廃止命令

第31条の20 店舗型電話異性紹介営業の禁止命令

を

申購
込読料

一か年二八、八〇〇円（送料共）
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年四月二十八日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日
株古川総合印刷